

<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> （旧経営体育成基盤整備事業（一般型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班
		② 農村整備課 ほ場整備班

## 目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

## 実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金、東日本大震災復興交付金、農村地域復興再生基盤総合整備事業で実施。

## 採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 事業完了時において、次のいずれかを満たすこと。
  - ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係団体が協議して定める担い手の育成確保に係る目標以上となること。
  - イ 認定農業者数が30%以上増加すること。

- 3 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実と見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
20%未満の場合	30%以上
20%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

## 負担割合

### 1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （一般型））	50  (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	( )は中山間等地域適用 H22まで新規地区適用 H17まで新規地区及びH19まで新規地区の2期地区に適用 H12まで新規地区適用
			30		10	
			32.5		7.5	
			35		5	

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考	
	農地整備事業 (経営体育成型)	継続地区より移行した地区					
		75	16.5	6.0	2.5	H25以降一般地域	
	(旧経営体育成基盤整備事業(一般型))	H24以降新規地区					
		77.5	15.95	4.3	2.25	H25以降中山間地域	
			H24以降新規地区				
			75	17	8		一般地域
			77.5	14.5	8		中山間地域

## 2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区分	国	県	市町村	備考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
		50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	H23年度以降の採択地区 農村地域復興再生基盤総合整備事業の場合
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積 促進事業	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H12年度以前の採択地区
		[35] (38.5)	[35] (31.5)		
		50 (55)	50 (45)	— —	H13～15年度の採択地区
		50 (55)	20 (18)	30 (27)	助成割合は2.5%まで 助成割合2.5～5%まで
		[20] (22)	[20] (18)	— —	
	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H16～17年度の採択地区	
[35] (38.5)	[35] (31.5)				

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(2)農業経営高度化促進事業 高度経営体集積促進事業	50 (55) [30] <33>	30 (27) [30] <27>	20 (18) — —	H18～22年度の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ ( ) は中山間等地域に適用
- ・ [ ] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < > は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分の95%まで震災復興特別交付税が措置される。

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

- ・ (1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体
- ・ ( ) は中山間等地域に適用